

平成24年度行政監査の意見に対する措置状況

(1) 宮城県のホームページ

		監査委員の意見	措置状況
第1節 ホームページの管理・運営体制	1 管理・運営に関する標準等の整備	(1) 最低限掲載すべき情報の明確化 情報通信技術（以下「IT」という。）が進展し、県民の多くがインターネット環境を活用している中で、本県においては、インターネットの持つ広域性、即時性、双方向性を最大限に活用し、行政情報を積極的に発信することで行政サービスの効率性と透明性を高めることができるよう、県ホームページを作成していくことを対外的に宣言している。 したがって、公表する（された）報道発表資料や議会説明資料などを始め、公開できる情報については積極的に公開するとの基本的な考え方を全職員の共通認識とし、保有情報を速やかに提供していくため、県として、ホームページで最低限発信すべき情報等のガイドライン（以下「情報発信ガイドライン」という。）を作成し、情報発信の充実に努めるべきである。	宮城県のホームページに関する現行の基準については、ホームページ作成に関するシステム等の変更がなかったことから、基準についても策定当初から変更されていない。 平成24年11月に導入したコンテンツマネジメントシステム（CMS）の運用が開始されたことにより、情報発信の在り方や、ホームページの運営・管理に関する在り方など、新しい考え方を盛り込む必要があることから、今後、CMSの特性を踏まえた新しいガイドラインの作成について検討を進めていく。
		(2) CMS導入後の管理・運営基準等の見直し 宮城県のホームページにおいては、ホームページによる情報提供の一層の充実を図るとともに情報提供の迅速化とアクセシビリティの向上を図ることなどを目的として、新たな管理システムであるCMSが導入されたところである。 CMSの導入によって、ホームページへの情報掲載や掲載情報の更新が誰でも容易にできるようになり、掲載情報の量や質の向上が期待される一方、ホームページに携わる職員が増えることにより、各課所におけるホームページの管理・運営方法も現行の管理・運営基準では対応できなくなる恐れがある。 したがって、CMS移行後のホームページ管理・運営の問題点等を整理・検討した上で、ホームページの管理・運営を適切に行うための新たな管理・運営基準等の策定や、現行の管理・運営基準等の見直し等を行うべきである。	宮城県のホームページに関する現行の基準については、ホームページ作成に関するシステム等の変更がなかったことから、基準についても策定当初から変更されていない。 平成24年11月に導入したCMSの運用が開始されたことにより、情報発信の在り方や、ホームページの運営・管理に関する在り方など、新しい考え方を盛り込む必要があることから、今後、CMSの特性を踏まえた新しいガイドラインの作成について検討を進めていく。
		(3) ホームページ管理担当者の明確化 宮城県のホームページにCMSが導入されたことに伴い、上述したように、ホームページに掲載される情報量は今後ますます増大することが予想されるとともに、その質の維持向上もこれまで以上に重要になってくるものと予想される。 したがって、各課所においては、ホームページを活用した情報公開及び情報提供を推進するとともに、ホームページの管理・運営を適切に行うため、ホームページ管理担当者を指名する必要がある。	現行のホームページに関する基準では各所属長がページ全体の統括管理を行うこととされているが、実際に実務を行うホームページ管理担当者の指名については、必要性を踏まえ、ガイドラインの作成と併せ検討する。
			また、担当する事務の内容を事務分掌に明記し役割を明確化することにより、ホームページ管理担当者がその担当する事務を円滑に行えるようにすべきである。
2 管理・運営体制の充実に向けた検討の推進	(1) インターネット環境の変化に対応した管理・運営の推進	ITの進展は、生活や社会経済を取り巻く環境に多くの変革をもたらしているが、こうしたITの進化と社会への浸透は、県民の豊かな生活を実現する手段となる一方、行政サービスにおいても、ITをいかに活用していくかがこれからの大きな課題になるものと考えられる。 したがって、本県の各ホームページの管理・運営に当たっては、ITの進化やインターネットを取り巻く環境の変化に柔軟に対応できるよう、ITに習熟した職員の意見なども取り入れながら、行っていくべきである。	県のIT推進計画である「みやぎIT推進プラン2013」においても、県民のだれもが、いつでも、どこでも必要な情報を簡単に入手できるよう、迅速な情報発信や提供情報の充実に努め、使いやすいホームページづくりを促進することを取組方針としている。 今後も、各所属において情報発信に携わる職員一人ひとりが、各種研修受講や意見交換を重ねてITに習熟しながら、ITの進化やインターネットを取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、ホームページの管理・運営を行うことができるよう、努めていく。
	(2) ホームページをチェックする体制の充実強化	ホームページの管理・運営は、課所長の責任と権限の下に行われているが、掲載情報の更新漏れや誤掲載などは、県民の不利益につながる恐れがある。また、著作権の侵害防止や個人情報の保護は、法令を遵守して適切に行う必要がある。 県がホームページに掲載する情報は、広く県民に影響することから、そのチェックは恒常的に行われる必要がある。しかしながら、県のホームページ全体を特定の課所で監視することは困難であることから、掲載したコンテンツのチェックのあり方についても、先に述べた「情報発信ガイドライン」中に示すとともに、著作権の侵害防止や個人情報の保護の問題についても各課所で定期的にチェックする体制を整えるべきである。	宮城県ホームページは掲載される情報の量が非常に多く、また情報のカテゴリが多岐に渡ることから、各所属が運用・管理するものとしている。 掲載に適さない情報や期限を過ぎて掲載されている情報の有無などは、自治体のホームページとしての信頼度を保つために、恒常的にチェックが行われるべきものと考えられる。 今後作成する新たなガイドラインにおいて、掲載されたコンテンツの在り方に関する基準を定め、正確な情報発信がなされるよう、なお一層の周知を図っていくほか、ホームページ更新時の複数職員による確認や、更新後の定期的な確認を徹底するよう全庁に対して注意喚起を行い、情報セキュリティ事故等の未然防止に努める。

		監査委員の意見	措置状況	
3 管理・運営担当者研修の充実	(1) ホームページ管理担当者研修の推進	ホームページ管理担当者のスキルに差が生じると、管理しているホームページの質に差が生じるようになるため、ホームページ管理担当者の資質の向上を図ることは非常に重要な課題であるが、インターネット環境が整えられた中で育った世代とそうでない世代とでは、ホームページの管理・運営に対する感覚が異なることも考えられるほか、基本的な知識や技術にも個人差があるものと考えられることから、職員研修の実施に当たっては、習熟度別に実施するなどの工夫が必要である。 学校等の規模の小さい職場では、ホームページ管理・運営の業務量が増加すると、ホームページ管理担当者に業務が集中し過ぎることも考えられることから、ホームページ管理担当者以外の職員にも研修を受講させ、ホームページの作成に技術的なアドバイスができる者を広く育成することも必要と考えられる。 したがって、以上のような視点を踏まえ、ホームページ管理担当者研修事業を所管している課所においては、研修の充実を図るべきである。	宮城県ホームページについては、CMSの導入により、これまでと比較して専門的な技術や知識がなくても容易にホームページを作成できるようにしている。また、常に統一された操作体系でページの作成ができるため、職場内でも操作になれた職員から操作に関するノウハウを習得することも可能となっている。 なお、県では異動者が多くなる年度初めにCMSの操作に関する研修会を実施するほか、アクセシビリティの確保に関する研修会や、情報セキュリティに関する研修会を実施する予定としており、引き続き、職員のホームページ運営・管理に関する知識や技術の向上を図る。	
	(2) 研修担当機関の連携と役割分担による研修事業の推進	宮城県のホームページの管理・運営に関わる研修事業は、主に広報課と情報政策課が担当し、公務研修所においても選択制研修課程の中に一部組み入れられたことがあるが、こうした研修事業の実施に当たっては、研修に関係する各機関が連携し、相互に役割を分担しながら、効率的かつ効果的な研修事業として実施すべきである。	ホームページを適正に管理・運営するため、広報課が実施するCMSの操作研修やアクセシビリティの確保に関する研修、個人情報の保護等を目的として情報政策課が実施する情報セキュリティ研修など、引き続き相互に役割を分担しながらホームページの管理・運営に関わる研修事業を効率的かつ効果的に実施する。	
第2節 ホームページ管理・運営状況	1 課所における情報管理体制の強化	(1) 独自管理規程等の整備の推進	各課所のホームページの管理・運営は、管理・運営基準等を遵守して行われているが、課所の業務内容や組織規模等によってホームページの内容や運営手法等は多様であることから、各課所が、実情に則した形で自主的に管理規程等を整備することが必要である。このため、先に述べた「情報発信ガイドライン」の中に準則的なものを例示するなど、独自管理規程等の整備を促す方策を検討すべきである。	県ではCMSの機能に準拠した新たなガイドラインを作成することとしているが、このガイドラインの中で、各所属が遵守すべき基本的な事項について盛り込むこととしている。 一方、県庁全体を対象とするガイドラインよりも厳しい基準を設ける必要が生じる所属があることも想定できるため、その場合には新たなガイドラインを参考にしつつ、独自管理規程を設置するよう、周知を図る。
		(2) ホームページ掲載情報をチェックする担当者の指定	県のホームページ掲載情報は、広く多方面に影響を及ぼすものであることから、その掲載情報のチェックは万全を期す必要がある。 宮城県警察のインターネットホームページ管理運用要綱では、運用責任者及び業務主管所属長等に対し、ホームページに掲載されたコンテンツの内容について、毎月1回、定期的な見直しを行うことにより、最新の情報提供が行われているか点検するよう義務づけている。 ホームページ掲載情報の管理を徹底するため、チェック担当者を指定するような積極的な取り組みについて、県の他のホームページの管理・運営においても導入を進めるべきである。	宮城県ホームページは掲載される情報の量が非常に多く、また情報のカテゴリが多岐に渡ることから、各所属が運用・管理するものとしている。 掲載に適さない情報や期限を過ぎて掲載されている情報の有無などは、自治体のホームページとしての信頼度を保つために、恒常的にチェックが行われるべきものであることから、管理担当者の設置については、必要性を踏まえ、ガイドラインの作成とともに検討していくほか、ガイドラインにおいて掲載情報の確認に関する基準を定め、正確な情報発信がなされるよう、なお一層の周知を図る。
	2 信頼性確保に向けた取組の充実	(1) セキュリティ対策の充実強化と職員への周知徹底	情報セキュリティ対策においては、宮城県情報セキュリティ対策基準に基づいて実施されているが、ホームページについても情報セキュリティに関する事故が発生していることから、引き続き全庁に対する注意喚起と再発防止を呼びかけるとともに、情報セキュリティ内部監査などを通して適切な管理を促すべきである。 ホームページサーバ等インターネットシステム関連機器のセキュリティ対策の充実強化に努めるとともに、各システムに接続する職員の端末機（パソコン）についても、セキュリティ面で厳重な取扱いが必要である旨を周知徹底すべきである。	引き続き情報セキュリティ研修や情報セキュリティに関する広報誌、内部監査などを通して、ホームページ更新時の複数職員による確認や更新後の定期的な確認を徹底するよう全庁に対して注意喚起を行い、情報セキュリティ事故の未然防止に努める。 平成26年度に予定しているインターネットシステムの更新時には、セキュリティ対策の一層の充実強化を図るよう検討する。また、職員の端末についても県の情報セキュリティポリシーに即し、セキュリティ対策の重要性について今後とも周知徹底を図る。
(2) 著作権保護及び個人情報保護の徹底	ホームページに情報を掲載する場合、著作権保護や個人情報保護が重要であるが、県がホームページに掲載した情報に対し、著作権等に関する苦情が寄せられた事例があった。各課所においては、掲載している情報の再点検を行うとともに、新たに掲載する情報については、複数の目でチェックするなど、再発の防止に努めるべきである。	情報セキュリティ研修や情報セキュリティに関する広報誌、内部監査などを通して、ホームページ更新時の複数職員による確認や更新後の定期的な確認を徹底するよう全庁に対して注意喚起を行い、情報セキュリティ事故等の未然防止に努める。		

			監査委員の意見	措置状況
	3 アクセシビリティ及びユーザビリティの改善推進の確保	(1) トップページの改善	<p>トップページに情報量が多い場合、閲覧者の目的に合わせた情報が探しにくくなることから、トップページがポータルサイトとしての機能を十分に発揮できるように、掲載項目をできるだけ単純化し、次ページ以降でリンクさせるなどの改善を常に心がけておくことが必要である。</p> <p>また、各ページについても、一つのページで情報が伝わるような工夫を引き続き行うべきである。</p>	<p>11月に実施した宮城県ホームページのリニューアルにおいて、トップページに関しても大幅な改訂を行い、リンク数をこれまでの約半数とし、情報の一覧性を高めた。また、カテゴリ体系の見直しや検索体系の冗長化（カテゴリ別・組織別・目的別・フリーワード検索など）を図り、閲覧者が求める情報までたどり着きやすい情報分類を実施した。さらに統一したナビゲーションやパンくずリンクの採用により、どのページからでもわかりやすく移動できるように配慮している。</p> <p>今後も定期的な見直しを実施するなど、誰もが使いやすいサイトの実現を図る。</p>
		(2) CMSの効果的な活用の推進	<p>宮城県のホームページにCMSが導入されてからまだ日が浅く、管理・運営が安定するまでには、なお日時を必要とするものと考えられるが、県のホームページについては、以前のホームページよりも各ページの統一感が増し、基本情報の掲載漏れの解消やアクセシビリティの向上が図られるなど、高く評価すべき改善が行われている。</p> <p>しかし、ホームページ管理システムがいかに優れていたとしても、掲載情報の内容やリンク先の情報内容が古いものであったり、リンク切れがあったりした場合には、県のホームページ全体の信頼性が損なわれることにもなりかねないことから、新システムの優れた機能を最大限活用して、適時適切なホームページの作成に努め、情報発信の一層の向上に努めるべきである。</p>	<p>CMSにおいては、リンク切れチェック機能が装備されており、誰でもリンク切れを確認することができるように配慮されている。今後作成するガイドラインにおいて、古い情報のチェックなどと併せ、各所属での確認作業について求めていく。</p>
		(3) 視覚障害者への情報提供の配慮	<p>宮城県のホームページを始め、県の各ホームページは、掲載されている情報量が多いため、視覚障害者が音声読み上げソフトを利用して閲覧する場合に、目的の情報にたどりつくまでに相当の時間がかかるなど、必ずしも利用しやすいものとはなっていない。</p> <p>ホームページによる障害者への情報提供は、有力な情報伝達手段であり、読み上げソフトに対応したページの作成に配慮するほか、視覚障害者が求める情報に容易にアクセスできるように、視覚障害者向け情報を整理・集約したページの作成を検討するなど、引き続き視覚障害者に配慮したホームページ作成を推進すべきである。</p>	<p>宮城県ホームページにおいては、日本工業規格（JIS）のWE Bアクセシビリティに関する基準（JIS X8341-3:2010）に基づき、CMS管理を行うすべてのページについて視覚障害者等への配慮を盛り込んでいる。</p> <p>CMSの機能により、音声読み上げソフトで正しく読み上げることのできるHTMLソースを生成し、かつ特定の操作でメニュー等の繰り返しとなる情報の読み上げを飛ばすことができるほか、画面背景色の変更機能や文字の拡大・縮小ボタンを設置するなど、多くの対応を盛り込んでいる。</p> <p>今後もアクセシビリティの確保に関する取り組みを継続し、誰もが使いやすいサイトを目指していく。</p>
		(4) ホームページ多言語化の充実	<p>宮城県のホームページにCMSが導入され、全面的なリニューアルに併せて自動翻訳システムも導入されているが、当該翻訳システムについては、正確に翻訳されない場合があるなどの問題点も指摘されていることから、補助的なツールであることを認識した上で、多言語化に対応する必要がある。</p> <p>ホームページの多言語化など、外国語による情報提供の充実は、外国人県民の安全・安心の確保、外国人観光客や外資系企業の誘致促進にとって有効な手段になるものと考えられるが、一方で、県の膨大な情報の全てを多言語化することは費用対効果の面でも疑問がある。</p> <p>ホームページの多言語化については、多言語化すべき情報を精選する必要があるほか、当該掲載情報の正確性をチェックする体制も整備する必要があるなど、解決すべき課題が多いものの、充実に努めるべきである。</p>	<p>宮城県ホームページでは、観光課において、日本語のほかに英語・韓国語・中国語（簡体字・繁体字）での情報提供を行っているほか、国際経済・交流課において外資系企業の誘致促進のため、英語表記による外資系企業誘致ウェブサイトを作成しており、平成24年度中に公開している。</p> <p>このように多言語化が必要なサイトについては、各事業担当課において必要性を精査し、整備していくほか、それらのページを自動翻訳機能で補完していく方針である。</p> <p>自動翻訳機能には人名や地名などの固有名詞が正確に翻訳できないなどの欠点もあるが、一方ですべてのページを翻訳して閲覧できること、無償で利用できることなど、メリットも多くあることから、利用に際しての注意事項に欠点を明記するなどの配慮を行った上で、利用を促進していく。</p>
第3節 ホームページ掲載情報の管理状況	1 課所基本情報の掲載の統一	基本情報掲載の徹底	<p>各ホームページの管理・運営基準において、課所のトップページなどに最低限掲載すべき事項が定められているが、各課所のホームページを抽出して閲覧したところ、こうした規定を遵守していない課所が散見された。</p> <p>宮城県のホームページについては、CMSの導入により基本情報の掲載漏れの解消が図られたが、他のホームページにおいても、各課所において公表すべき最低限の情報に関して「情報発信ガイドライン」に盛り込むなどにより、最低限必要な情報の掲載についても徹底を図るべきである。</p>	<p>宮城県においては、CMSの導入を図り、記載漏れの解消が図られた。</p>
	2 行政情報の積極的な発信	(1) 情報発信度の向上	<p>行政が今何に取り組んでいるかを公表した上で県民からの評価を得ることは、納税者への義務であるが、平成24年度における県民サービス向上自己点検の結果では、「情報発信度の向上」に関する評価が最下位となっている。これを改善するためには、全庁的な取組を展開する必要があり、宮城県のホームページにCMSが導入されたこの機会に、情報発信度の向上に努めるべきである。</p>	<p>平成24年度に県民サービス向上運動の一環として実施した「サービス向上自己点検」において、「情報発信度の向上」に関する評価が最下位であったが、各所属においては、点検結果を基に今年度のサービス向上取組目標に「ホームページへ最新の情報を提供する」ことを掲げる所属が多く見られ、1年間取り組んでいる。また、今年度のCMS導入に伴い、全庁的に掲載内容を見直す機会となり、各所属において情報発信度の向上に取り組んだ。</p> <p>今年度は、「サービス向上自己点検」や「メルマガ」を通じ職員に対する意識啓発に努めたが、次年度以降の県民サービス向上運動においても、同様に情報発信度の向上について職員への周知を図っていくこととする。</p>

			監査委員の意見	措置状況
		(2) 主務課と地方機関の連携による情報発信の推進	<p>県が保有している情報を広く県民が活用できるよう、情報保護の観点で公表に支障のあるもの以外は、発信に努める必要がある。また、県のホームページは、県がさまざまな地域や分野で推進している業務を総合的にPRする場であることから、ホームページでの積極的な情報発信に努める必要がある。</p> <p>したがって、ホームページを通じた情報発信に県の全組織を挙げて取り組むべきであり、政策を企画・立案する本庁主務課と、それを実行して県民等から直接的な評価を受ける地方機関が相互に連携し、ホームページに掲載すべき情報についても意見を交換しながら、積極的な情報発信に努めるべきである。</p>	<p>各所属でのホームページへの積極的な情報の掲載については、県民サービス向上運動の「サービス向上自己点検」や「メルマガ」等により、定期的にその必要性を周知し、情報発信に努めるよう働きかけていくこととする。</p>
	3 コンテンツの更新の徹底	更新しやすさを意識したコンテンツの作成	<p>ホームページに掲載されたコンテンツを適時適切に更新するためには、更新作業にも配慮したコンテンツ作りが必要であり、定型サイズで少量の資料を作成することなどに意識して取り組む必要がある。</p> <p>また、ホームページ画面をスクロールさせることなく、一つのページで情報を伝えることは、利用者にとって閲覧しやすく、県民サービスの向上や情報発信力の向上にもつながるので、このような点にも日常的に取り組む必要がある。</p>	<p>現在、記者発表資料の公表について、おおむねA4用紙1枚分程度の情報をそれぞれHTML化し、公表している例がある。</p> <p>各担当課が作成するホームページについては、事業ごとにその情報量が異なり、無理にページごとの情報量を減らすと、一方でページ数が増えすぎるなどの弊害が発生する可能性もあるため、一概に定型サイズ化を図ることは困難であるが、可能な限り少ないスクロールで閲覧できるページを作成するよう、研修会等の機会を通じて周知を図る。</p>
	4 情報提供の充実に向けた取組	掲載情報の充実と迅速な提供	<p>本県の各ホームページにアクセスする利用者は、各自の必要や関心に応じ、特定の情報を必要としてアクセスする場合がほとんどであると考えられることから、県が保有している情報を広く県民が活用できるよう、情報保護の観点で公表に支障のあるもの以外は公開するという基本的な考え方でコンテンツの充実に努めるべきである。</p> <p>県のホームページは、正確で分かりやすいものでなければならないが、例えば美術館のように幅広い層に対して来館を促すためのコンテンツでは、そうした要素に加え、ページの美しさや芸術的なコンテンツが必要になる場合もあると考えられる。それぞれの課所において、課所の特性に応じて、より魅力的なコンテンツづくりにも配慮すべきである。</p> <p>宮城県のホームページにCMSが導入されたことにより、リンク切れなどの技術的な問題はほとんど解消されるものと考えられる。しかし、最新の情報を迅速に提供するためには、各職員の日頃の努力が必要であることから、先に述べた「情報発信ガイドライン」を作成し、全庁挙げて取り組むべきである。</p>	<p>CMSは、アクセシビリティの確保や統一化されたテンプレートでの表現が優先されているため、デザイン性の高いホームページを作成することは難しいという特徴がある。</p> <p>そのため、CMSが導入された現在においても、デザイン性が必要な観光課や食産業振興課の一部ページなどは、CMSによる管理によらず、従来のシステムを活用してホームページを公開している。</p> <p>今後ともデザイン性を重要視するものと、情報の見やすさを重要視するものを精査し、双方の良さを生かせるよう努めていく。</p> <p>また、情報の公開範囲や更新の頻度については、現行の「宮城県ホームページの作成等に関する基準」においても迅速な更新を求めているところであるが、新ガイドラインの作成に係る検討の中でこの基準を見直し、情報の更新を一層進めるようにするほか、実施予定の研修会等、あらゆる機会を捉え職員への周知を図っていく。</p>
第4節 大規模災害発生時の情報提供	1 情報提供体制の整備	災害時情報提供体制の充実	<p>大規模地震などの災害発生時には、迅速で正確な情報の把握が第一に必要となることから、災害現場から報告された情報を迅速に整理した上で、ホームページで正確に発信していくため、一連の作業が迅速に行えるよう体制整備に努めるべきである。</p>	<p>大規模災害などの発生時には、災害対策本部を中心として被害状況の把握に努め、把握した被災状況及び災害関係情報については、災害対策本部会議で報告された後、速やかにホームページに掲載している。</p> <p>また、CMSの導入により、緊急時には緊急情報のみを表示する「大規模災害用トップページ」に差し替えることで情報の一覧性を高めることができるようになった。各担当課において県民に周知すべき情報を掲載すれば、速やかに伝えられるシステム整備を行ったところである。</p> <p>災害発生時などの混乱状況においては真偽不明の情報も多いことから、発信には細心の注意を払い、情報を一元管理する災害対策本部と、生活関連情報など県民が必要とする情報を発信すべき担当課が連携を密にし、正確かつ迅速な情報提供が可能となるような体制を整備する。</p>
			併せて、大規模災害発生時にも対応可能な情報通信機器の整備や非常電源等設備の整備を進めることも必要である。	<p>現在調達を進めている県の各機関や市町村を結ぶ広域情報ネットワーク『みやぎハイパーウェブ』の新回線網については、東日本大震災での教訓を踏まえ、大規模な災害等での停電に備え、各中継局に非常用発電機等の予備電源を確保し、通信を維持できる体制を調達仕様書に盛り込むなどの対応を行っている。</p>

			監査委員の意見	措置状況
	2 情報提供手段の確保	多様な情報提供手段の確保	災害時における情報提供手段を充実させるため、県のホームページ、ブログ、携帯サイトなど多様な情報提供手段を通じて、広く情報を発信する体制を整えるべきである。 ホームページによる情報提供は、災害発生直後の情報提供手段としては非常に有効であるが、閲覧できない被災者を始め、情報の収集やコミュニケーションが困難な災害時要援護者や在留外国人の存在なども考慮し、情報の補充提供体制の整備を図る必要がある。	東日本大震災以降、県ではホームページの管理システムとしてCMSを導入し、各所属が情報を発信しやすい体制を整えたほか、携帯サイトについても簡易な操作で作成できるよう改善しており、今後コンテンツの充実を図る。 なお、CMSの導入に併せ、広報課においてソーシャルネットワーク（SNS）の一種であるフェイスブックを導入し、情報の発信手段の増加を図っているほか、危機対策課において宮城県防災危機管理ブログでの情報提供などを実施している。 今後も、メディアへの情報提供なども含め、適切な手段で情報発信するよう努めていく。
	3 災害時情報発信ガイドラインの作成	東日本大震災の教訓の活用	本県に甚大な被害をもたらした東日本大震災では、県内全域の停電や放送通信施設の損壊、電話やインターネットの回線処理能力を超える利用の集中による通信困難など、ホームページの管理・運営面でも、多くの問題や課題が発生しており、そうした教訓を後世に伝えていく必要がある。 また、前述の「情報提供体制」及び「情報提供手段」については、東日本大震災のような災害が発生した場合でも機能させるよう、先に述べた「情報発信ガイドライン」と併せて災害時情報発信に関するガイドライン等の作成を検討すべきである。	震災時の対応状況や教訓については、「東日本大震災－宮城県の6か月間の災害対応とその検証－」などの記録に留めていることから、その記録を基に十分な引き継ぎを行っていく。 また、大規模災害発生時における情報発信については、既に災害対策本部事務局内規に定められているところであるが、来年度、行政・ライフライン機関及びマスコミ等をメンバーとした大規模災害時における情報発信に関する研究会を開催する予定にしており、今後の研究会の中で、ホームページのみならず、ラジオ・テレビ及び新聞等を活用した情報発信の在り方について、検討する。

(2) 宮城県議会のホームページ

			監査委員の意見	措置状況
第1節 ホームページ管理・運営に関する体制	1 管理・運営に関する体制の整備	(1) 最低限掲載すべき情報の明確化	情報通信技術（以下「IT」という。）が進展し、県民の多くがインターネット環境を活用している中で、本県においては、インターネットの持つ広域性、即時性、双方向性を最大限に活用し、行政情報を積極的に発信することで行政サービスの効率性と透明性を高めることができるよう、県ホームページを作成していくことを対外的に宣言している。 したがって、公表する（された）報道発表資料や議会説明資料などを始め、公開できる情報については積極的に公開するとの基本的な考え方を全職員の共通認識とし、保有情報を速やかに提供していくため、県として、ホームページで最低限発信すべき情報等のガイドライン（以下「情報発信ガイドライン」という。）を作成し、情報発信の充実に努めるべきである。	宮城県議会広報委員会にて、毎年次年度の「宮城県議会広報実施計画」を協議し決定するほか、詳細については「宮城県議会ホームページ運営要領」及び「作業フロー」に定めている。
		(2) CMS導入後の管理・運営基準等の見直し	宮城県のホームページにおいては、ホームページによる情報提供の一層の充実を図るとともに情報提供の迅速化とアクセシビリティの向上を図ることなどを目的として、新たな管理システムであるCMSが導入されたところである。 CMSの導入によって、ホームページへの情報掲載や掲載情報の更新が誰でも容易にできるようになり、掲載情報の量や質の向上が期待される一方、ホームページに携わる職員が増えることにより、各課所におけるホームページの管理・運営方法も現行の管理・運営基準では対応できなくなる恐れがある。 したがって、CMS移行後のホームページ管理・運営の問題点等を整理・検討した上で、ホームページの管理・運営を適切に行うための新たな管理・運営基準等の策定や、現行の管理・運営基準等の見直し等を行うべきである。	CMS導入に当たり、「宮城県議会ホームページ運営要領」を見直し、所要の改正を行った。
		(3) ホームページ管理担当者の明確化	宮城県のホームページにCMSが導入されたことに伴い、上述したように、ホームページに掲載される情報は今後ますます増大することが予想されたとともに、その質の維持向上もこれまで以上に重要になってくるものと予想される。 したがって、各課所においては、ホームページを活用した情報公開及び情報提供を推進するとともに、ホームページの管理・運営を適切に行うため、ホームページ管理担当者を指名する必要がある。 また、担当する事務の内容を事務分掌に明記し役割を明確化することにより、ホームページ管理担当者がその担当する事務を円滑に行えるようにすべきである。	議会議務局各課の事務分担表により定めている。

		監査委員の意見	措置状況
2 管理・運営体制の充実に向けた検討の推進	(1) インターネット環境の変化に対応した管理・運営の推進	ITの進展は、生活や社会経済を取り巻く環境に多くの変革をもたらしているが、こうしたITの進化と社会への浸透は、県民の豊かな生活を実現する手段となる一方、行政サービスにおいても、ITをいかに活用していくかがこれからの大きな課題になるものと考えられる。 したがって、本県の各ホームページの管理・運営に当たっては、ITの進化やインターネットを取り巻く環境の変化に柔軟に対応できるよう、ITに習熟した職員の見解なども取り入れながら、行っていくべきである。	総務部広報課及び震災復興・企画部情報政策課等が主催する研修事業を活用し、担当者だけでなく、職員全体のスキルアップに努めていく。
	(2) ホームページをチェックする体制の充実強化	ホームページの管理・運営は、課所長の責任と権限の下に行われているが、掲載情報の更新漏れや誤掲載などは、県民の不利益につながる恐れがある。また、著作権の侵害防止や個人情報の保護は、法令を遵守して適切に行う必要がある。 県がホームページに掲載する情報は、広く県民に影響することから、そのチェックは恒常的に行われる必要がある。しかしながら、県のホームページ全体を特定の課所で監視することは困難であることから、掲載したコンテンツのチェックのあり方についても、先に述べた「情報発信ガイドライン」中に示すとともに、著作権の侵害防止や個人情報の保護の問題についても各課所で定期的にチェックする体制を整えるべきである。	議会ホームページの総括管理を行う政務調査課ホームページ担当班及び「ワーキンググループ」（各課メンバーで組織された内部検討組織）を中心として定期的に監視を行っている。
3 管理・運営担当者研修の充実	(1) ホームページ管理担当者研修の推進	ホームページ管理担当者のスキルに差が生じると、管理しているホームページの質に差が生じることになるため、ホームページ管理担当者の資質の向上を図ることは非常に重要な課題であるが、インターネット環境が整えられた中で育った世代とそうでない世代とでは、ホームページの管理・運営に対する感覚が異なることも考えられるほか、基本的な知識や技術にも個人差があるものと考えられることから、職員研修の実施に当たっては、習熟度別に実施するなどの工夫が必要である。 学校等の規模の小さい職場では、ホームページ管理・運営の業務量が増加すると、ホームページ管理担当者に業務が集中し過ぎることも考えられることから、ホームページ管理担当者以外の職員にも研修を受講させ、ホームページの作成に技術的なアドバイスができる者を広く育成することも必要と考えられる。 したがって、以上のような視点を踏まえ、ホームページ管理担当者研修事業を所管している課所においては、研修の充実を図るべきである。	宮城県ホームページのシステムの一部として運営しているため、議会事務局として研修事業は実施していないが、総務部広報課及び震災復興・企画部情報政策課等が主催する研修事業を活用し、職員の育成を図っている。
	(2) 研修担当機関の連携と役割分担による研修事業の推進	宮城県のホームページの管理・運営に関わる研修事業は、主に広報課と情報政策課が担当し、公務研修所においても選択制研修課程の中に一部組み入れられたことがあるが、こうした研修事業の実施に当たっては、研修に関係する各機関が連携し、相互に役割を分担しながら、効率的かつ効果的な研修事業として実施すべきである。	上記（1）のとおり
第2節 ホームページ管理・運営状況	(1) 独自管理規程等の整備の推進	各課所のホームページの管理・運営は、管理・運営基準等を遵守して行われているが、課所の業務内容や組織規模等によってホームページの内容や運営手法等は多様であることから、各課所が、実情に則した形で自主的に管理規程等を整備することが必要である。このため、先に述べた「情報発信ガイドライン」の中に準則的なものを例示するなど、独自管理規程等の整備を促す方策を検討すべきである。	「宮城県議会ホームページ運営要領」を定めている。
	(2) ホームページ掲載情報をチェックする担当者の指定	県のホームページ掲載情報は、広く多方面に影響を及ぼすものであることから、その掲載情報のチェックは万全を期す必要がある。 宮城県警察のインターネットホームページ管理運用要綱では、運用責任者及び業務主管所属長等に対し、ホームページに掲載されたコンテンツの内容について、毎月1回、定期的な見直しを行うことにより、最新の情報提供が行われているか点検するよう義務づけている。 ホームページ掲載情報の管理を徹底するため、チェック担当者を指定するような積極的な取り組みについて、県の他のホームページの管理・運営においても導入を進めるべきである。	議会ホームページの総括管理を行う政務調査課ホームページ担当班及び「作業フロー」により、ワーキンググループ（各課メンバーで組織された内部検討組織）が週1回チェックする定めとなっている。
2 信頼性確保に向けた取組の充実	(1) セキュリティ対策の充実強化と職員への周知徹底	情報セキュリティ対策においては、宮城県情報セキュリティ対策基準に基づいて実施されているが、ホームページについても情報セキュリティに関する事故が発生していることから、引き続き全庁に対する注意喚起と再発防止を呼びかけるとともに、情報セキュリティ内部監査などを通して適切な管理を促すべきである。 ・ホームページサーバ等インターネットシステム関連	情報セキュリティ管理者が本部長等の指示に基づき、対策を講じているほか、必要に応じ対策を講じている。

			監査委員の意見	措置状況
			機器のセキュリティ対策の充実強化に努めるとともに、各システムに接続する職員の端末機（パソコン）についても、セキュリティ面で厳重な取扱いが必要である旨を周知徹底すべきである。	
		(2) 著作権保護及び個人情報保護の徹底	ホームページに情報を掲載する場合、著作権保護や個人情報保護が重要であるが、県がホームページに掲載した情報に対し、著作権等に関する苦情が寄せられた事例があった。各課所においては、掲載している情報の再点検を行うとともに、新たに掲載する情報については、複数の目でチェックするなど、再発の防止に努めるべきである。	上記（１）のとおり
3 アクセシビリティ及びユーザビリティの確保	(1) トップページの改善推進		トップページに情報量が多い場合、閲覧者の目的に合わせた情報が探しにくくなることから、トップページがポータルサイトとしての機能を十分に発揮できるよう、掲載項目をできるだけ単純化し、次ページ以降でリンクさせるなどの改善を常に心がけておくことが必要である。 また、各ページについても、一つのページで情報が伝わるような工夫を引き続き行うべきである。	宮城県ホームページのシステムの一部として運営しているため、県ホームページの作成ルールに従ったページを作成しているが、ルールの中でも議会独自で閲覧者が興味ある事項と、見やすいデザインのトップページを広報課に提案し、今回のCMS導入に伴い採用された。今後も、閲覧者の立場に立ったデザインや表示内容に努めることを念頭に置き、県ホームページシステムの一定のルールはあるものの、議会として様々な提案をしていきたい。
	(2) CMSの効果的な活用の推進		宮城県のホームページにCMSが導入されてからまだ日が浅く、管理・運営が安定するまでには、なお日時を必要とするものと考えられるが、県のホームページについては、以前のホームページよりも各ページの統一感が増し、基本情報の掲載漏れの解消やアクセシビリティの向上が図られるなど、高く評価すべき改善が行われている。 しかし、ホームページ管理システムがいかに優れていたとしても、掲載情報の内容やリンク先の情報内容が古いものであったり、リンク切れがあったりした場合には、県のホームページ全体の信頼性が損なわれることにもなりかねないことから、新システムの優れた機能を最大限活用して、適時適切なホームページの作成に努め、情報発信の一層の向上に努めるべきである。	議会ホームページの総括管理を行う政務調査課ホームページ担当班及び「ワーキンググループ」（各課メンバーで組織された内部検討組織）を中心として監視を行っている。 また、新システムの優れた機能を最大限活用し、適時適切なホームページ作成のため、CMS操作者間でマニュアルや、操作方法の共有を行い、かつ必要に応じ「ワーキンググループ」を開催し、情報発信向上について検討を行っている。
	(3) 視覚障害者への情報提供の配慮		宮城県のホームページを始め、県の各ホームページは、掲載されている情報量が多いため、視覚障害者が音声読み上げソフトを利用して閲覧する場合に、目的の情報にたどりつくまでに相当の時間がかかるなど、不具合も利用しやすいものとはなっていない。 ホームページによる障害者への情報提供は、有力な情報伝達手段であり、読み上げソフトに対応したページの作成に配慮するほか、視覚障害者が求める情報に容易にアクセスできるように、視覚障害者向け情報を整理・集約したページの作成を検討するなど、引き続き視覚障害者に配慮したホームページ作成を推進すべきである。	議会ホームページは、宮城県ホームページのシステムの一部として運営されており、対応については県ホームページと連携し対応することになるため、当該項目についての対応は、議会単独では難しいが、CMS導入により、アクセシビリティが遵守されたこと、デザインやナビゲーションが統一され閲覧しやすくなったことにより、現時点で配慮は行われていると考えている。
	(4) ホームページの多言語化の充実		宮城県のホームページにCMSが導入され、全面的にリニューアルに併せて自動翻訳システムも導入されているが、当該翻訳システムについては、正確に翻訳されない場合があるなどの問題点も指摘されていることから、補助的なツールであることを認識した上で、多言語化に対応する必要がある。 ホームページの多言語化など、外国語による情報提供の充実とは、外国人県民の安全・安心の確保、外国人観光客や外資系企業の誘致促進にとって有効な手段になるものと考えられるが、一方で、県の膨大な情報の全てを多言語化することは費用対効果の面でも疑問がある。 ホームページの多言語化については、多言語化すべき情報を精選する必要があるほか、当該掲載情報の正確性をチェックする体制も整備する必要があるなど、解決すべき課題が多いものの、充実に努めるべきである。	議会独自に「英語版」の頁を設け、議会の基本的情報・定例会の情報（日程、議案、決議、発議、意見書、議決結果、附帯意見、一般質問概要、一般質問質疑内容、各常任委員会審議内容、その他県議会の活動内容）などの概ね全ての議会情報を、情報発信している。 ただし、議会ホームページ「英語版」ページ作成のための翻訳については、国際経済・交流課の全面的な協力によりゼロ予算で行われている。このため、多言語化の重要性は認識しているものの、情報の量や質、費用対効果、情報提供のあり方など様々な側面から検討していきたい。
第3節 ホームページ掲載情報の管理状況	1 課所基本情報の掲載の統一	基本情報掲載の徹底	各ホームページの管理・運営基準において、課所のトップページなどに最低限掲載すべき事項が定められているが、各課所のホームページを抽出して閲覧したところ、こうした規定を遵守していない課所が散見された。 宮城県のホームページについては、CMSの導入により基本情報の掲載漏れの解消が図られたが、他のホームページにおいても、各課所において公表すべき最低限の情報に関して「情報発信ガイドライン」に盛り込むなどにより、最低限必要な情報の掲載についても徹底を図るべきである。	「宮城県ホームページの作成等に関する基準」に準じて対応している。

			監査委員の意見	措置状況
	2 行政情報の積極的な発信	(1) 情報発信度の向上	行政が今何に取り組んでいるかを公表した上で県民からの評価を得ることは、納税者への義務であるが、平成24年度における県民サービス向上自己点検の結果では、「情報発信度の向上」に関する評価が最下位となっている。これを改善するためには、全庁的な取組を展開する必要がある。宮城県のホームページにCMSが導入されたこの機会に、情報発信度の向上に努めるべきである。	現状に満足することなく、常に情報発信度の向上に努めるよう努力する。
	3 コンテンツの更新の徹底	更新しやすさを意識したコンテンツの作成	ホームページに掲載されたコンテンツを適時適切に更新するためには、更新作業にも配慮したコンテンツ作りが必要であり、定型サイズで少量の資料を作成することなどに意識して取り組む必要がある。 また、ホームページ画面をスクロールさせることなく、一つのページで情報を伝えることは、利用者にとって閲覧しやすく、県民サービスの向上や情報発信力の向上にもつながるので、このような点にも日常的に取り組む必要がある。	CMS導入により、職員なら誰でも操作できるようになったため、誰でも対応できるよう、マニュアルを備え操作方法の共有化をしている。また、ページごとに担当を定め、特定の人物だけが対応しないように努めている。
	4 情報提供の充実に向けた取組	掲載情報の充実と迅速な提供	本県の各ホームページにアクセスする利用者は、各自の必要や関心に応じ、特定の情報を必要としてアクセスする場合がほとんどであると考えられることから、県が保有している情報を広く県民が活用できるよう、情報保護の観点で公表に支障のあるもの以外は公開するという基本的な考え方でコンテンツの充実に努めるべきである。 県のホームページは、正確で分かりやすいものでなければならないが、例えば美術館のように幅広い層に対して来館を促すためのコンテンツでは、そうした要素に加え、ページの美しさや芸術的なコンテンツが必要になる場合もあると考えられる。それぞれの課所において、課所の特性に応じて、より魅力的なコンテンツづくりにも配慮すべきである。 宮城県のホームページにCMSが導入されたことにより、リンク切れなどの技術的な問題はほとんど解消されるものと考えられる。しかし、最新の情報を迅速に提供するためには、各職員の日頃の努力が必要であることから、先に述べた「情報発信ガイドライン」を作成し、全庁挙げて取り組むべきである。	現状に満足することなく、常に情報発信度の向上に努めるよう努力する。
第4節 大規模災害発生時の情報提供	1 情報提供体制の整備	災害時情報提供体制の充実	大規模地震などの災害発生時には、迅速で正確な情報の把握が第一に必要となることから、災害現場から報告された情報を迅速に整理した上で、ホームページで正確に発信していくため、一連の作業が迅速に行えるよう体制整備に努めるべきである。 併せて、大規模災害発生時にも対応可能な情報通信機器の整備や非常電源等設備の整備を進めることも必要である。	議会ホームページは、宮城県ホームページのシステムの一部として運営されており、災害時の対応については県ホームページと連携し対応することになるため、当該項目についての対応は、議会単独では難しいが、災害時には、東日本大震災時のように、特集ページなどを迅速に立ち上げ、議会情報を提供していきたい。
	2 情報提供手段の確保	多様な情報提供手段の確保	災害時における情報提供手段を充実させるため、県のホームページ、ブログ、携帯サイトなど多様な情報提供手段を通じて、広く情報を発信する体制を整えるべきである。 ホームページによる情報提供は、災害発生直後の情報提供手段としては非常に有効であるが、閲覧できない被災者を始め、情報の収集やコミュニケーションが困難な災害時要援護者や在留外国人の存在なども考慮し、情報の補完提供体制の整備を図る必要がある。	県のホームページと連携しながら、広く情報発信する体制整備に努めるとともに、適切な情報の補完的提供手段についても検討していきたい。
	3 災害時情報発信ガイドラインの作成	東日本大震災の教訓の活用	本県に甚大な被害をもたらした東日本大震災では、県内全域の停電や放送通信施設の損壊、電話やインターネットの回線処理能力を超える利用の集中による通信困難など、ホームページの管理・運営面でも、多くの問題や課題が発生しており、そうした教訓を後世に伝えていく必要がある。 また、前述の「情報提供体制」及び「情報提供手段」については、東日本大震災のような災害が発生した場合でも機能させるよう、先に述べた「情報発信ガイドライン」と併せて災害時情報発信に関するガイドライン等の作成を検討すべきである。	震災時に発生した問題・課題については県ホームページと連携しながら、その内容についての引継ぎに努めるとともに、災害発生時のガイドライン作成については、今後、検討していきたい。

(3) 宮城県立学校のホームページ

			監査委員の意見	措置状況
--	--	--	---------	------

		監査委員の意見	措置状況
第1節 ホームページの管理・運営体制	1 管理・運営に関する準則等の整備	<p>(1) 最低限掲載すべき情報の明確化</p> <p>情報通信技術（以下「IT」という。）が進展し、県民の多くがインターネット環境を活用している中で、本県においては、インターネットの持つ広域性、即時性、双方向性を最大限に活用し、行政情報を積極的に発信することで行政サービスの効率性と透明性を高めることができるよう、県ホームページを作成していくことを対外的に宣言している。</p> <p>したがって、公表する（された）報道発表資料や議会説明資料などを始め、公開できる情報については積極的に公開するとの基本的な考え方を全職員の共通認識とし、保有情報を速やかに提供していくため、県として、ホームページで最低限発信すべき情報等のガイドライン（以下「情報発信ガイドライン」という。）を作成し、情報発信の充実に努めるべきである。</p>	<p>みやぎSWAN II（宮城県教育情報システム）運用細目、IV WEBページ利用に関して（利用規則・遵守事項）に「公開用WEBページは、公文書に準じた扱いとし、インデックスページには、学校名、代表者名、連絡先（代表メールアドレス）を必ず明記すること。」と規定している。しかし、これ以外に学校が最低限発信すべき項目については規定していないため、今後、検討していきたい。</p>
	ホームページ管理担当者の明確化	<p>(3)</p> <p>宮城県のホームページにCMSが導入されたことに伴い、上述したように、ホームページに掲載される情報量は今後ますます増大することが予想されるとともに、その質の維持向上もこれまで以上に重要になってくると予想される。</p> <p>したがって、各課所においては、ホームページを活用した情報公開及び情報提供を推進するとともに、ホームページの管理・運営を適切に行うため、ホームページ管理担当者を指名する必要がある。</p> <p>また、担当する事務の内容を事務分掌に明記し役割を明確化することにより、ホームページ管理担当者がその担当する事務を円滑に行えるようにすべきである。</p>	<p>宮城県教育情報システム運用規約には、第3（運用責任者）において、所属長が責任者であることを明記し、運用担当者を置くものと規定している。ホームページ管理者については明記していないが、運用担当者を中心として、操作に熟知した職員が担当している状況である。事務分掌に明記し役割を明確化することについては、今後、検討していきたい。</p>
2 管理体制の充実に向けた検討の推進	(1) インターネット環境の変化に対応した管理・運営の推進	<p>ITの進展は、生活や社会経済を取り巻く環境に多くの変革をもたらしているが、こうしたITの進化と社会への浸透は、県民の豊かな生活を実現する手段となる一方、行政サービスにおいても、ITをいかに活用していくかがこれからの大きな課題になるものと考えられる。</p> <p>したがって、本県の各ホームページの管理・運営に当たっては、ITの進化やインターネットを取り巻く環境の変化に柔軟に対応できるよう、ITに習熟した職員の見解なども取り入れながら、行っていくべきである。</p>	<p>ITに習熟した職員の持っている力量、スキルを広く還元してもらうため、所属内での研修を行うなどの周知を図る。なお、現在、県立高校約50校に情報化支援員を配置して、ホームページの管理・運営にあっているが、国の雇用創出基金事業（緊急雇用創出事業）を活用しているため、当該事業期間終了後も継続して配置できるよう県単独の予算措置を検討するなど、関係機関との調整を図ってきたい。</p>
	(2) ホームページをチェックする体制の充実強化	<p>ホームページの管理・運営は、課所長の責任と権限の下に行われているが、掲載情報の更新漏れや誤掲載などは、県民の不利益につながる恐れがある。また、著作権の侵害防止や個人情報の保護は、法令を遵守して適切に行う必要がある。</p> <p>県がホームページに掲載する情報は、広く県民に影響することから、そのチェックは恒常的に行われる必要がある。しかしながら、県のホームページ全体を特定の課所で監視することは困難であることから、掲載したコンテンツのチェックのあり方についても、先に述べた「情報発信ガイドライン」中に示すとともに、著作権の侵害防止や個人情報の保護の問題についても各課所で定期的にチェックする体制を整えるべきである。</p>	<p>宮城県教育情報システム利用細則及び県立学校における情報通信ネットワーク活用に係る個人情報保護規程により取扱について規定しているが、チェック体制については、全ての学校で整っているとは言えないため、今後、体制整備の周知を図ってきたい。</p>
3 管理・運営担当者研修の充実	(1) ホームページ管理担当者研修の推進	<p>ホームページ管理担当者のスキルに差が生じると、管理しているホームページの質に差が生じることになるため、ホームページ管理担当者の資質の向上を図ることは非常に重要な課題であるが、インターネット環境が整えられた中で育った世代とそうでない世代とでは、ホームページの管理・運営に対する感覚が異なることも考えられるほか、基本的な知識や技術にも個人差があるものと考えられることから、職員研修の実施に当たっては、習熟度別に実施するなどの工夫が必要である。</p> <p>学校等の規模の小さい職場では、ホームページ管理・運営の業務量が増加すると、ホームページ管理担当者に業務が集中し過ぎることも考えられることから、ホームページ管理担当者以外の職員にも研修を受講させ、ホームページの作成に技術的なアドバイスができる者を広く育成することも必要と考えられる。</p> <p>したがって、以上のような視点を踏まえ、ホームページ管理担当者研修事業を所管している課所においては、研修の充実を図るべきである。</p>	<p>教育研修センターにおいて、ホームページ作成基礎研修会、情報セキュリティ研修会などを計画し、研修体制を構築しているが、参加率が低く（90校中24校）十分とは言えない。今後は学校CIO（情報化の統括責任者）の設置を検討するなど、教育の情報化に向けての体制を整備する事により、研修体制を構築していきたい。</p>

		監査委員の意見	措置状況
第2節 ホームページの管理・運営状況	1 課所における情報管理体制の強化	(1) 独自管理規程等の整備の推進 各課所のホームページの管理・運営は、管理・運営基準等を遵守して行われているが、課所の業務内容や組織規模等によってホームページの内容や運営手法等は多様であることから、各課所が、実情に則した形で自主的に管理規程等を整備することが必要である。このため、先に述べた「情報発信ガイドライン」の中に準則的なものを例示するなど、独自管理規程等の整備を促す方策を検討すべきである。	宮城県教育情報システム運用規約において、運用責任者及び運用担当者を規定し、宮城県教育情報システム利用細則において、所属機関の利用者の実態に応じて情報の利用に関する詳細な基準を策定するとしており、各校毎に基準を定めている。
		(2) ホームページ掲載情報をチェックする担当者の指定 県のホームページ掲載情報は、広く多方面に影響を及ぼすものであることから、その掲載情報のチェックは万全を期す必要がある。 宮城県警察のインターネットホームページ管理運用要綱では、運用責任者及び業務主管所属長等に対し、ホームページに掲載されたコンテンツの内容について、毎月1回、定期的な見直しを行うことにより、最新の情報提供が行われているか点検するよう義務づけられている。 ホームページ掲載情報の管理を徹底するため、チェック担当者を指定するような積極的な取り組みについて、県の他のホームページの管理・運営においても導入を進めるべきである。	宮城県教育情報システム運用規約には、第3（運用責任者）において、所属長が責任者であることを明記し、運用担当者を置くものと規定している。ホームページ掲載情報についてチェックする担当者について明記していないため、今後は各校の管理規程にチェック体制を明記するなど、改善に向けた検討をしていきたい。
2 信頼性確保に向けた取組の充実	(1) セキュリティ対策の充実強化と職員への周知徹底	情報セキュリティ対策においては、宮城県情報セキュリティ対策基準に基づいて実施されているが、ホームページについても情報セキュリティに関する事故が発生していることから、引き続き全庁に対する注意喚起と再発防止を呼びかけるとともに、情報セキュリティ内部監査などを通して適切な管理を促すべきである。 ホームページサーバ等インターネットシステム関連機器のセキュリティ対策の充実強化に努めるとともに、各システムに接続する職員の端末機（パソコン）についても、セキュリティ面で厳重な取扱いが必要である旨を周知徹底すべきである。	県立学校情報セキュリティ対策基準を定め運用している。今後も引き続き、情報セキュリティについての注意喚起を行い、事故の未然防止の周知を図っていく。
	(2) 著作権保護及び個人情報保護の徹底	ホームページに掲載する場合、著作権保護や個人情報保護が重要であるが、県がホームページに掲載した情報に対し、著作権等に関する苦情が寄せられた事例があった。各課所においては、掲載している情報の再点検を行うとともに、新たに掲載する情報については、複数の目でチェックするなど、再発の防止に努めるべきである。	県立学校における情報通信ネットワーク活用に係る個人情報保護規程を定め周知を図っている。
3 アクセシビリティ及びユーザビリティの確保	(1) トップページの改善推進	トップページに情報量が多い場合、閲覧者の目的に合わせた情報が探しにくくなることから、トップページがポータルサイトとしての機能を十分に発揮できるよう、掲載項目をできるだけ単純化し、次ページ以降でリンクさせるなどの改善を常に心がけておくことが必要である。 また、各ページについても、一つのページで情報が伝わるような工夫を引き続き行うべきである。	みやぎSWANⅡ運用細目において、トップページ（インデックスページ）に掲載すべき情報を規定するとともに、その公共性から構成・内容についても注意するよう規定している。 ただし、掲出・公開については各学校に任されていることから、一層の工夫を促していきたい。
	(3) 視覚障害者への情報提供の配慮	宮城県のホームページを始め、県の各ホームページは、掲載されている情報量が多いため、視覚障害者が音声読み上げソフトを利用して閲覧する場合に、目的の情報にたどりつくまでに相当の時間がかかるなど、必ずしも利用しやすいものとはなっていない。 ホームページによる障害者への情報提供は、有力な情報伝達手段であり、読み上げソフトに対応したページの作成に配慮するほか、視覚障害者が求める情報に容易にアクセスできるように、視覚障害者向け情報を整理・集約したページの作成を検討するなど、引き続き視覚障害者に配慮したホームページ作成を推進すべきである。	これまで、視覚障害者への配慮については検討してこなかったため、今後は配慮していきたい。
	(4) ホームページ多言語化の充実	宮城県のホームページにCMSが導入され、全面的にリニューアルに併せて自動翻訳システムも導入されているが、当該翻訳システムについては、正確に翻訳されない場合があるなどの問題点も指摘されていることから、補助的なツールであることを認識した上で、多言語化に対応する必要がある。 ホームページの多言語化など、外国語による情報提供の充実は、外国人県民の安全・安心の確保、外国人観光客や外資系企業の誘致促進にとって有効な手段になるものと考えられるが、一方で、県の膨大な情報の全てを多言語化することは費用対効果の面でも疑問がある。 ホームページの多言語化については、多言語化すべき情報を精選する必要があるほか、当該掲載情報の正確性をチェックする体制も整備する必要があるなど、解決すべき課題が多いものの、充実に努めるべきである。	これまで、多言語化については特に対応を意識してこなかった。指摘にもあるとおり解決すべき課題が多く、早急に対応するのは困難ではあるが、今後検討していきたい。

			監査委員の意見	措置状況
第3節 ホームページ 掲載情報 の管理状況	1 課所 基本情報 の掲載の 統一	基本情報 掲載の 徹底	各ホームページの管理・運営基準において、課所の トップページなどに最低限掲載すべき事項が定められ ているが、各課所のホームページを抽出して閲覧した ところ、こうした規定を遵守していない課所が散見さ れた。 宮城県のホームページについては、CMSの導入に より基本情報の掲載漏れの解消が図られたが、他の ホームページにおいても、各課所において公表すべ き最低限の情報に関して「情報発信ガイドライン」に盛 り込むなどにより、最低限必要な情報の掲載につい ても徹底を図るべきである。	みやぎSWANⅡ運用細目において、トップページ（イ ンデックスページ）に掲載すべき情報を規定するととも に、その公共性から構成・内容についても注意するよう規 定している。 ただし、掲出・公開については各学校に任されているこ とから、一層の工夫を促していきたい。
	2 行政 情報の積 極的な発 信	(1) 情 報発信 度の向 上	行政が今何に取り組んでいるかを公表した上で県民 からの評価を得ることは、納税者への義務であるが、 平成24年度における県民サービス向上自己点検の結果 では、「情報発信度の向上」に関する評価が最下位と なっている。これを改善するためには、全庁的な取組 を展開する必要がある。また、県のホームページにCM Sが導入されたこの機会に、情報発信度の向上に努め るべきである。	「学校概要」「学校案内」「進路・就職状況」「部活 動」「入試案内」など、各校で特色を生かした情報を掲載 しており、今後もより充実した情報を発信していくよう、 周知していく。
		(2) 主 務課と 地方機 関の連 携による 情報 発信の 推進	県が保有している情報を広く県民が活用できるよ う、情報保護の観点で公表に支障のあるもの以外は、 発信に努める必要がある。また、県のホームページ は、県がさまざまな地域や分野で推進している業務を 総合的にPRする場であることから、ホームページ での積極的な情報発信に努める必要がある。 したがって、ホームページを通じた情報発信に県の 全組織を挙げて取り組むべきであり、政策を企画・立 案する本庁主務課と、それを実行して県民等から直接 的な評価を受ける地方機関が相互に連携し、ホーム ページに掲載すべき情報についても意見を交換しなが ら、積極的な情報発信に努めるべきである。	みやぎの教育情報化推進計画においても、なお一層 ホームページの活用を進めていくこととしており、日常的 な情報発信だけではなく特色ある教育活動についてもさら に発信していくよう計画の周知を行う。
3 コン テンツの 更新の徹 底	更新し やすさ を意 識した コン テン ツの作 成	ホームページに掲載されたコンテンツを適切に 更新するためには、更新作業にも配慮したコンテンツ 作りが必要であり、定型サイズで最少量の資料を作成 することなどに意識して取り組む必要がある。 また、ホームページ画面をスクロールさせることな く、一つのページで情報を伝えることは、利用者にと って閲覧しやすく、県民サービスの向上や情報発信 力の向上にもつながるので、このような点にも日常的 に取り組む必要がある。	コンテンツの更新作業を適切に行う必要があるため、C MSの導入を検討する必要がある。なお、予算措置など関 係機関との調整が必要となるため、具体的な検討まで は至っていないが、今後は環境を整え推進していきたい。	
4 情報 提供の充 実に向け た取組	掲載情 報の充 実と迅 速な提 供	本県の各ホームページにアクセスする利用者は、各 自の必要や関心に応じ、特定の情報を必要としてアク セスする場合がほとんどであると考えられることか ら、県が保有している情報を広く県民が活用できるよ う、情報保護の観点で公表に支障のあるもの以外は公 開するという基本的な考え方でコンテンツの充実に努 めるべきである。 県のホームページは、正確で分かりやすいものでな ければならないが、例えば美術館のように幅広い層に 対して来館を促すためのコンテンツでは、そうした要 素に加え、ページの美しさや芸術的なコンテンツが必 要になる場合もあると考えられる。それぞれの課所 において、課所の特性に応じて、より魅力的なコン テンツづくりにも配慮すべきである。 宮城県のホームページにCMSが導入されたこと により、リンク切れなどの技術的な問題はほとんど解 消されるものと考えられる。しかし、最新の情報を迅速 に提供するためには、各職員の日頃の努力が必要であ ることから、先に述べた「情報発信ガイドライン」を 作成し、全庁挙げて取り組むべきである。	ホームページにアクセスする利用者に対応し、適切な情 報の提供に努めるよう周知していきたい。	
第4節 大規模 災害発 生時の 情報提 供	1 情報 提供体制 の整備	災害時 情報提 供体制 の充実	大規模地震などの災害発生時には、迅速で正 確な情報の把握が第一に必要となることから、災害現 場から報告された情報を迅速に整理した上で、ホーム ページで正確に発信していくため、一連の作業が迅速 に行えるよう体制整備に努めるべきである。 併せて、大規模災害発生時にも対応可能な情報通信 機器の整備や非常電源等設備の整備を進めることも必 要である。	災害発生時には迅速で正確な情報発信が必要なことか ら、その体制整備が必要であるが、非常電源等設備の整備 等については関係機関との調整が必要となるため、具体的 な検討までは至っていない。今後、整備の推進について検 討していきたい。
	2 情報 提供手段 の確保	多様 な情報 提供手 段の確 保	災害時における情報提供手段を充実させるため、県 のホームページ、ブログ、携帯サイトなど多様な情報 提供手段を通じて、広く情報を発信する体制を整える べきである。 ホームページによる情報提供は、災害発生直後の情 報提供手段としては非常に有効であるが、閲覧できな	学校のホームページだけでなく、県のホームページなど も利用するなど複数の情報提供手段を確保するとともに、 利用者（生徒・保護者）に周知を図っていきたい。

			監査委員の意見	措置状況
			い被災者を始め、情報の収集やコミュニケーションが困難な災害時要援護者や在留外国人の存在なども考慮し、情報の補完提供体制の整備を図る必要がある。	
3	災害時情報発信ガイドラインの作成	東日本大震災の教訓の活用	<p>本県に甚大な被害をもたらした東日本大震災では、県内全域の停電や放送通信施設の損壊、電話やインターネットの回線処理能力を超える利用の集中による通信困難など、ホームページの管理・運営面でも、多くの問題や課題が発生しており、そうした教訓を後世に伝えていく必要がある。</p> <p>また、前述の「情報提供体制」及び「情報提供手段」については、東日本大震災のような災害が発生した場合でも機能させるよう、先に述べた「情報発信ガイドライン」と併せて災害時情報発信に関するガイドライン等の作成を検討すべきである。</p>	<p>複数の情報発信手段を確保するとともに、長期停電に対応できる設備の整備が必要であるが、関係機関との調整が必要となるため、具体的な検討までは至っていない。また、災害時情報発信に関するガイドラインの作成についても、検討までは至っていない。今後、情報発信のあり方について検討していきたい。</p>

(4) 宮城県警察のホームページ

			監査委員の意見	措置状況
第1節	1 管理・運営に関する標準等の整備	(1) 最低限掲載すべき情報の明確化	<p>情報通信技術（以下「IT」という。）が進展し、県民の多くがインターネット環境を活用している中で、本県においては、インターネットの持つ広域性、即時性、双方向性を最大限に活用し、行政情報を積極的に発信することで行政サービスの効率性と透明性を高めることができるよう、県ホームページを作成していくことを対外的に宣言している。</p> <p>したがって、公表する（された）報道発表資料や議会説明資料などを始め、公開できる情報については積極的に公開するとの基本的な考え方を全職員の間で共通認識とし、保有情報を速やかに提供していくため、県として、ホームページで最低限発信すべき情報等のガイドライン（以下「情報発信ガイドライン」という。）を作成し、情報発信の充実に努めるべきである。</p>	<p>警察がホームページへ掲載すべき情報については、宮城県警察本部各課及び各警察署における犯罪・防犯情報等をホームページ上に登録し、各警察署の地域性も含めた情報も登録しているほか、犯罪・防犯に係るものや職員の採用関係、各種統計を登録するなど、広報すべき情報については、ほぼ網羅されていると史料されているところであり、各所属においてある程度の統一性も必要であると思料されることから、情報発信に関するガイドラインの作成について検討を行うとともに今後とも提供を行うべき情報については、地域特有の犯罪情勢などを踏まえながら、主管課の情報を積極的に活用するなど、今後も継続して情報発信の充実に努めていくこととしたいと考えているところであります。</p>
		(3) ホームページ管理担当者の明確化	<p>宮城県のホームページにCMSが導入されたことに伴い、上述したように、ホームページに掲載される情報量は今後ますます増大することが予想されるとともに、その質の維持向上もこれまで以上に重要になってくるものと予想される。</p> <p>したがって、各課所においては、ホームページを活用した情報公開及び情報提供を推進するとともに、ホームページの管理・運営を適切に行うため、ホームページ管理担当者を指名する必要がある。</p> <p>また、担当する事務の内容を事務分掌に明記し役割を明確化することにより、ホームページ管理担当者がその担当する事務を円滑に行えるようにすべきである。</p>	<p>宮城県警察における事務分掌には、ホームページ管理担当者について明確化されていないが、宮城県警察組織規則に定めがあり、その中でホームページの担当課における分掌事務が定められております。その中に「広報及び警察協議会に関すること」との定めがあり、文中の「広報」の部分にホームページの管理・運営も含まれているものであります。</p> <p>また、各所属には、ホームページ担当者を指定し、総務部広報相談課と連携しながら事務を円滑に行えるようにしているところであります。</p>
	2 管理・運営体制の充実に向けた検討の推進	(1) インターネット環境の変化に対応した管理・運営の推進	<p>ITの進展は、生活や社会経済を取り巻く環境に多くの変革をもたらしているが、こうしたITの進化と社会への浸透は、県民の豊かな生活を実現する手段となる一方、行政サービスにおいても、ITをいかに活用していくかがこれからの大きな課題になるものと考えられる。</p> <p>したがって、本県の各ホームページの管理・運営に当たっては、ITの進化やインターネットを取り巻く環境の変化に柔軟に対応できるよう、ITに習熟した職員の見解なども取り入れながら、行っていくべきである。</p>	<p>現在のホームページ作成については、各所属におけるホームページ作成能力を有する職員により作成されているが、若年層の職員については、学校教育等や独学などにより、比較的高いホームページ作成能力を有している職員もいることから、この様な職員からの意見を取り入れるなどしてホームページ作成の参考としたり、同職員を作成担当者として体制等の充実を図っていききたいと考えているところであります。</p>
		(2) ホームページをチェックする体制の充実強化	<p>ホームページの管理・運営は、課所長の責任と権限の下に行われているが、掲載情報の更新漏れや誤掲載などは、県民の不利益につながる恐れがある。また、著作権の侵害防止や個人情報の保護は、法令を遵守して適切に行う必要がある。</p> <p>県がホームページに掲載する情報は、広く県民に影響することから、そのチェックは恒常的に行われる必要がある。しかしながら、県のホームページ全体を特定の課所で監視することは困難であることから、掲載したコンテンツのチェックのあり方についても、先に述べた「情報発信ガイドライン」中に示すとともに、著作権の侵害防止や個人情報の保護の問題についても各課所で定期的にチェックする体制を整えるべきである。</p>	<p>現在、各所属においてホームページデータを登録する際は、各所属担当者が所属長の決裁後、広報相談課へ依頼することとなっております。</p> <p>その後、担当係においてチェックし、広報相談課長の決裁後に初めて登録可能というシステムになっており、担当所属と情報登録担当所属における二重のチェックを実施しているところであります。</p>

			監査委員の意見	措置状況
	3 管理・運営担当者研修の充実	(1) ホームページ管理担当者研修の推進	<p>ホームページ管理担当者のスキルに差が生じると、管理しているホームページの質に差が生じることになるため、ホームページ管理担当者の資質の向上を図ることは非常に重要な課題であるが、インターネット環境が整えられた中で育った世代とそうでない世代とでは、ホームページの管理・運営に対する感覚が異なることも考えられるほか、基本的な知識や技術にも個人差があるものと考えられることから、職員研修の実施に当たっては、習熟度別に実施するなどの工夫が必要である。</p> <p>学校等の規模の小さい職場では、ホームページ管理・運営の業務量が増加すると、ホームページ管理担当者に業務が集中し過ぎることも考えられることから、ホームページ管理担当者以外の職員にも研修を受講させ、ホームページの作成に技術的なアドバイスができる者を広く育成することも必要と考えられる。</p> <p>したがって、以上のような視点を踏まえ、ホームページ管理担当者研修事業を所管している課においては、研修の充実を図るべきである。</p>	<p>警察本部においては、ホームページ作成能力別に分け、毎年1回基礎編と応用編の担当者研修会を実施しているほか、広報相談課から各所属ホームページ担当者向けに執務資料として「ホームページだより」を发出したり、通常業務上において登載依頼されたホームページデータの作成方法等について指示・指導を反復・継続して実施しているところでもあります。</p> <p>また、広報相談課担当者自身が警察署の巡回指導時に、遠隔地警察署のホームページ担当者に対して直接個別指導を行っているところでもあります。</p>
第2節 ホームページ管理・運営状況	1 課所における情報管理体制の強化	(1) 独自管理規程等の整備の推進	<p>各課所のホームページの管理・運営は、管理・運営基準等を遵守して行われているが、課所の業務内容や組織規模等によってホームページの内容や運営手法等は多様であることから、各課所が、実情に則した形で自主的に管理規程等を整備することが必要である。このため、先に述べた「情報発信ガイドライン」の中に準則的なものを例示するなど、独自管理規程等の整備を促す方策を検討すべきである。</p>	<p>警察本部においては、宮城県警察インターネットホームページ管理運用要綱により一元的に管理・運用を図っているところでもあります。</p>
		(2) ホームページ掲載情報をチェックする担当者の指定	<p>県のホームページ掲載情報は、広く多方面に影響を及ぼすものであることから、その掲載情報のチェックは万全を期す必要がある。</p> <p>宮城県警察のインターネットホームページ管理運用要綱では、運用責任者及び業務主管所属長等に対し、ホームページに登載されたコンテンツの内容について、毎月1回、定期的な見直しを行うことにより、最新の情報提供が行われているか点検するよう義務づけている。</p> <p>ホームページ掲載情報の管理を徹底するため、チェック担当者を指定するような積極的な取り組みについて、県の他のホームページの管理・運営においても導入を進めるべきである。</p>	<p>警察本部においては、第1節2(2)に記載されているとおりであります。</p>
	2 信頼性確保に向けた取組の充実	(1) セキュリティ対策の充実強化と職員への周知徹底	<p>情報セキュリティ対策においては、宮城県情報セキュリティ対策基準に基づいて実施されているが、ホームページについても情報セキュリティに関する事故が発生していることから、引き続き全庁に対する注意喚起と再発防止を呼びかけるとともに、情報セキュリティ内部監査などを通して適切な管理を促すべきである。</p> <p>ホームページサーバ等インターネットシステム関連機器のセキュリティ対策の充実強化に努めるとともに、各システムに接続する職員の端末機（パソコン）についても、セキュリティ面で厳重な取扱いが必要である旨を周知徹底すべきである。</p>	<p>警察本部においては、ホームページの更新を行う端末は、広報相談課に設置してある端末でのみホームページ更新が可能な体制となっており、その担当係にはパスワードが付与され、担当者以外はアクセスできない状態となっているところでもあります。また、宮城県警察インターネットホームページ管理運用要綱に規定されている安全対策を実施するとともに、外部からの不正アクセスやホームページ内容への改ざん等についても、情報管理課と連携し対策していくこととしております。</p>
		(2) 著作権保護及び個人情報保護の徹底	<p>ホームページに情報を掲載する場合、著作権保護や個人情報保護が重要であるが、県がホームページに掲載した情報に対し、著作権等に関する苦情が寄せられた事例があった。各課所においては、掲載している情報の再点検を行うとともに、新たに掲載する情報については、複数の目でチェックするなど、再発の防止に努めるべきである。</p>	<p>警察本部においては、これまで、ホームページ掲載情報について著作権等に関する苦情が寄せられることはなかったものであるが、これに油断することなく、コンテンツ作成段階における各所属でのチェックとホームページデータを登載する広報相談課でのチェックを行うことと、他県等で過去に発生した事案について、ホームページだより等の執務資料を发出するなど、著作権や個人情報保護について注意喚起を行い、苦情事案の絶無に努めてまいりたいと考えているところでもあります。</p>
	3 アクセシビリティ及びユーザビリティの確保	(1) トップページの改善推進	<p>トップページに情報量が多い場合、閲覧者の目的に合わせた情報が探しにくくなることから、トップページがポータルサイトとしての機能を十分に発揮できるように、掲載項目をできるだけ単純化し、次ページ以降でリンクさせるなどの改善を常に心がけておくことが必要である。</p> <p>また、各ページについても、一つのページで情報が伝わるような工夫を引き続き行うべきである。</p>	<p>宮城県警察ホームページのトップページにおいては、閲覧者の利便性を考慮し、これまでリニューアルを重ねて実施してきたところであり、現在は震災関連情報を見やすい場所へ登載するなど工夫しているところでもあります。今後は、震災の発生からの時間経過に伴い、閲覧のしやすいトップページの改善について継続して検討を図っていきたいと考えているところでもあります。</p>

			監査委員の意見	措置状況
		(3) 視覚障害者への情報提供の配慮	宮城県のホームページを始め、県の各ホームページは、掲載されている情報量が多いため、視覚障害者が音声読み上げソフトを利用して閲覧する場合に、目的の情報にたどりつくまでに相当の時間がかかるなど、必ずしも利用しやすいものとはなっていない。 ホームページによる障害者への情報提供は、有力な情報伝達手段であり、読み上げソフトに対応したページの作成に配慮するほか、視覚障害者が求める情報に容易にアクセスできるように、視覚障害者向け情報を整理・集約したページの作成を検討するなど、引き続き視覚障害者に配慮したホームページ作成を推進すべきである。	警察本部においては、これまで画像やロゴに対して、視覚障害者に配慮するため「代替テキスト」を入れるように教養を行ってきたところではありますが、引き続き視覚障害者に配慮したホームページ作成について研修会における教養の実施や主管課担当係による直接指導、執務資料の発行などを行い、コンテンツの作成を含め検討を行っていきたいと考えているところであります。
		(4) ホームページ多言語化の充実	宮城県のホームページにCMSが導入され、全面的にリニューアルに併せて自動翻訳システムも導入されているが、当該翻訳システムについては、正確に翻訳されない場合があるなどの問題点も指摘されていることから、補助的なツールであることを認識した上で、多言語化に対応する必要がある。 ホームページの多言語化など、外国語による情報提供の充実は、外国人県民の安全・安心の確保、外国人観光客や外資系企業の誘致促進にとって有効な手段になるものと考えられるが、一方で、県の膨大な情報の全てを多言語化することは費用対効果の面でも疑問がある。 ホームページの多言語化については、多言語化すべき情報を精選する必要があるほか、当該掲載情報の正確性をチェックする体制も整備する必要があるなど、解決すべき課題が多いものの、充実に努めるべきである。	多言語化については、警察本部ホームページでは一部ページに多言語化に対応したページを設置しており、震災時においても、防犯情報を英語、中国語、韓国語で作成したものを掲載していたところであり、多言語化に対応させる場合は、翻訳のため外国語が堪能な職員が必要であり、現状で、多言語に対応できる職員はいるものの、本来は外国人が関係する事件に対応するための職員であるとともに、対応事件も多いことから、多言語化対応については、現在の体制で、早急に対応することは困難ではありますが、引き続き多言語化した情報の充実を図ってまいりたいと考えているところであります。
第3節 ホームページ掲載情報の管理状況	1 課所基本情報の掲載の統一	基本情報掲載の徹底	各ホームページの管理・運営基準において、課所のトップページなどに最低限掲載すべき事項が定められているが、各課所のホームページを抽出して閲覧したところ、こうした規定を遵守していない課所が散見された。 宮城県のホームページについては、CMSの導入により基本情報の掲載漏れの解消が図られたが、他のホームページにおいても、各課所において公表すべき最低限の情報に関して「情報発信ガイドライン」に盛り込むなどにより、最低限必要な情報の掲載についても徹底を図るべきである。	警察本部においては、警察本部トップページ及び県下各警察署トップページへ必要な基本情報として、本部及び各警察署の所在住所、電話番号等の情報を掲載しているところであり、基本情報については掲載されております。
	2 行政情報の積極的な発信	(1) 情報発信度の向上	行政が今何に取り組んでいるかを公表した上で県民からの評価を得ることは、納税者への義務であるが、平成24年度における県民サービス向上自己点検の結果では、「情報発信度の向上」に関する評価が最下位となっている。これを改善するためには、全庁的な取組を展開する必要があり、宮城県のホームページにCMSが導入されたこの機会に、情報発信度の向上に努めるべきである。	警察本部では、県民の意見・要望を踏まえ、防犯情報や交通事故防止、県民の生活を脅かすおそれのある犯罪情報や落とし物の情報等を掲載し、順次更新しているところであり、今後もより充実した各種情報の更新を積極的に行っていくこととしたいと考えているところであります。
		(2) 主務課と地方機関の連携による情報発信の推進	県が保有している情報を広く県民が活用できるよう、情報保護の観点で公表に支障のあるもの以外は、発信に努める必要がある。また、県のホームページは、県がさまざまな地域や分野で推進している業務を総合的にPRする場であることから、ホームページでの積極的な情報発信に努める必要がある。 したがって、ホームページを通じた情報発信に県の全組織を挙げて取り組むべきであり、政策を企画・立案する本庁主務課と、それを実行して県民等から直接的な評価を受ける地方機関が相互に連携し、ホームページに掲載すべき情報についても意見を交換しながら、積極的な情報発信に努めるべきである。	警察本部では、各部門に分かれていることから、自所属において発信すべき情報を掲載している所属もあるが、本部主管課と連携し、該当する情報が掲載されたページへのリンクを活用するなどして、本部関係課と連携して情報発信につとめているところであります。
	3 コンテンツの更新の徹底	更新しやすさを意識したコンテンツの作成	ホームページに掲載されたコンテンツを適時適切に更新するためには、更新作業にも配慮したコンテンツ作りが必要であり、定型サイズで最少量の資料を作成することなどに意識して取り組む必要がある。 また、ホームページ画面をスクロールさせることなく、一つのページで情報を伝えることは、利用者にとって閲覧しやすく、県民サービスの向上や情報発信力の向上にもつながるので、このような点にも日常的に取り組む必要がある。	警察におけるホームページについては、防犯・交通安全広報などの情報や各種統計による犯罪情勢など、さまざまな情報を掲載しており、犯罪の予防や交通安全についての広報を行うことから、情報量が多くなりがちですが、必要な情報量を落とすことなく、閲覧しやすいコンテンツ作りを図っていききたいと考えているところであります。

			監査委員の意見	措置状況
	4 情報提供の充実に向けた取組	掲載情報の充実と迅速な提供	<p>本県の各ホームページにアクセスする利用者は、各自の必要や関心に応じ、特定の情報を必要としてアクセスする場合がほとんどであると考えられることから、県が保有している情報を広く県民が活用できるよう、情報保護の観点で公表に支障のあるもの以外は公開するという基本的な考え方でコンテンツの充実を努めるべきである。</p> <p>県のホームページは、正確で分かりやすいものでなければならないが、例えば美術館のように幅広い層に対して来館を促すためのコンテンツでは、そうした要素に加え、ページの美しさや芸術的なコンテンツが必要になる場合もあると考えられる。それぞれの課所において、課所の特性に応じて、より魅力的なコンテンツづくりにも配慮すべきである。</p> <p>宮城県のホームページにCMSが導入されたことにより、リンク切れなどの技術的な問題はほとんど解消されるものと考えられる。しかし、最新の情報を迅速に提供するためには、各職員の日頃の努力が必要であることから、先に述べた「情報発信ガイドライン」を作成し、全庁挙げて取り組むべきである。</p>	<p>警察本部においては、前記のとおり、必要な各種情報の充実と更新を積極的に行なうこととしているところであり、魅力的なコンテンツ作りにつきましては、各警察署においては、地域性を出した特色のあるページを作成しているところでもあります。</p> <p>また、幅広い層へのアピールにつきましては、文書情報だけではなく、画像等のデータを活用するとともに、研修会などにおける教養を行い、コンテンツ作成技術の底上げを図ってまいりたいと考えているところでもあります。</p>
第4節 大規模災害発生時の情報提供	1 情報提供体制の整備	災害時情報提供体制の充実	<p>大規模地震などの災害発生時においては、迅速で正確な情報の把握が第一に必要なことから、災害現場から報告された情報を迅速に整理した上で、ホームページで正確に発信していくため、一連の作業が迅速に行えるよう体制整備に努めるべきである。</p> <p>併せて、大規模災害発生時にも対応可能な情報通信機器の整備や非常電源等設備の整備を進めることも必要である。</p>	<p>東日本大震災時におけるホームページによる各種情報の発信は、担当係員2名が交替で従事して対応したところでもあります。</p> <p>災害警備業務を任務とする警察においては、大規模災害が発生した場合は、人命の救助や警戒活動等どうしても現場重視とならざるを得ないところではあります。一方で県民等が必要とする各種情報が集約される組織でもありますので、より良好かつ正確な情報を早期に発信できる体制の整備が必要であると考えているところでもあります。</p> <p>また、宮城県警察のホームページは、各警察署を含め、全てのコンテンツを警察本部で一括管理・作成しており、先の東日本大震災においても接続不能となる事がなかったものであります。</p> <p>このことから、継続して同システムの適正な維持管理をしていきたいと考えているところでもあります。</p>
	2 情報提供手段の確保	多様な情報提供手段の確保	<p>災害時における情報提供手段を充実させるため、県のホームページ、ブログ、携帯サイトなど多様な情報提供手段を通じて、広く情報を発信する体制を整えるべきである。</p> <p>ホームページによる情報提供は、災害発生直後の情報提供手段としては非常に有効であるが、閲覧できない被災者を始め、情報の収集やコミュニケーションが困難な災害時要援護者や在留外国人の存在なども考慮し、情報の補完提供体制の整備を図る必要がある。</p>	<p>警察本部においては、東日本大震災の際には、ホームページによる広報のほか、ホームページ閲覧ができない被災者等に対しては、防犯だよりチラシの直接配布、パトカー、警察官による直接広報、本部長自らがラジオ番組に出演し、県民等に対するメッセージを発信するなどの広報活動を行ったところではありますが、これらは広報時間、内容が限定されることから、いつでも閲覧可能なホームページによる広報が効果的であると思料されるものであります。しかし、震災によるインフラ関係復旧の点も考慮しなければならないため、行政監査に関する調査票の中でも記載させていただいたとおり、大規模災害時は、多くの被災者は避難所等に集まることが予想されることから、各避難所において、ホームページが閲覧できる環境だけでなく、各種情報が避難所に集まるよう、各自治体と協力してまいりたいと考えているところでもあります。</p>
	3 災害時情報発信ガイドラインの作成	東日本大震災の教訓の活用	<p>本県に甚大な被害をもたらした東日本大震災では、県内全域の停電や放送通信施設の損壊、電話やインターネットの回線処理能力を超える利用の集中による通信困難など、ホームページの管理・運営面でも、多くの問題や課題が発生しており、そうした教訓を後世に伝えていく必要がある。</p> <p>また、前述の「情報提供体制」及び「情報提供手段」については、東日本大震災のような災害が発生した場合でも機能させるよう、先に述べた「情報発信ガイドライン」と併せて災害時情報発信に関するガイドライン等の作成を検討すべきである。</p>	<p>警察本部における東日本大震災の教訓につきましては、震災当初から警察本部ホームページに対して多数のアクセスが認められ、それによるサーバー等のダウンはなかったものの、アクセス時に画面表示が遅くなるなどの現象があったことから、一時的にトップページの画像等を削除するなどして表示速度の解消を行ったところでもあります。その他については、特に問題となる点は見られなかったものであります。本県警察災害警備本部が作成した部内資料「東日本大震災災害警備活動記録」に各種災害警備活動における記録と反省教訓が記載された資料が発行されていることから、同資料を参考に検討を重ねていきたいと考えているところでもあります。</p> <p>また、災害時の情報発信については、これまで各種震災情報を提供してきたところであり、その提供情報内容及び様式のバックアップがあることから、災害時にはどのような情報が必要・有効であるかを参考としながら、災害時における情報発信ガイドラインの作成・検討をしていくことが必要であると考えているところでもあります。</p>